

分権と地方消費税の役割

2008.4.21

青山学院大学経済学部

堀場 勇夫

地方消費税とは

- ◆多段階付加価値税

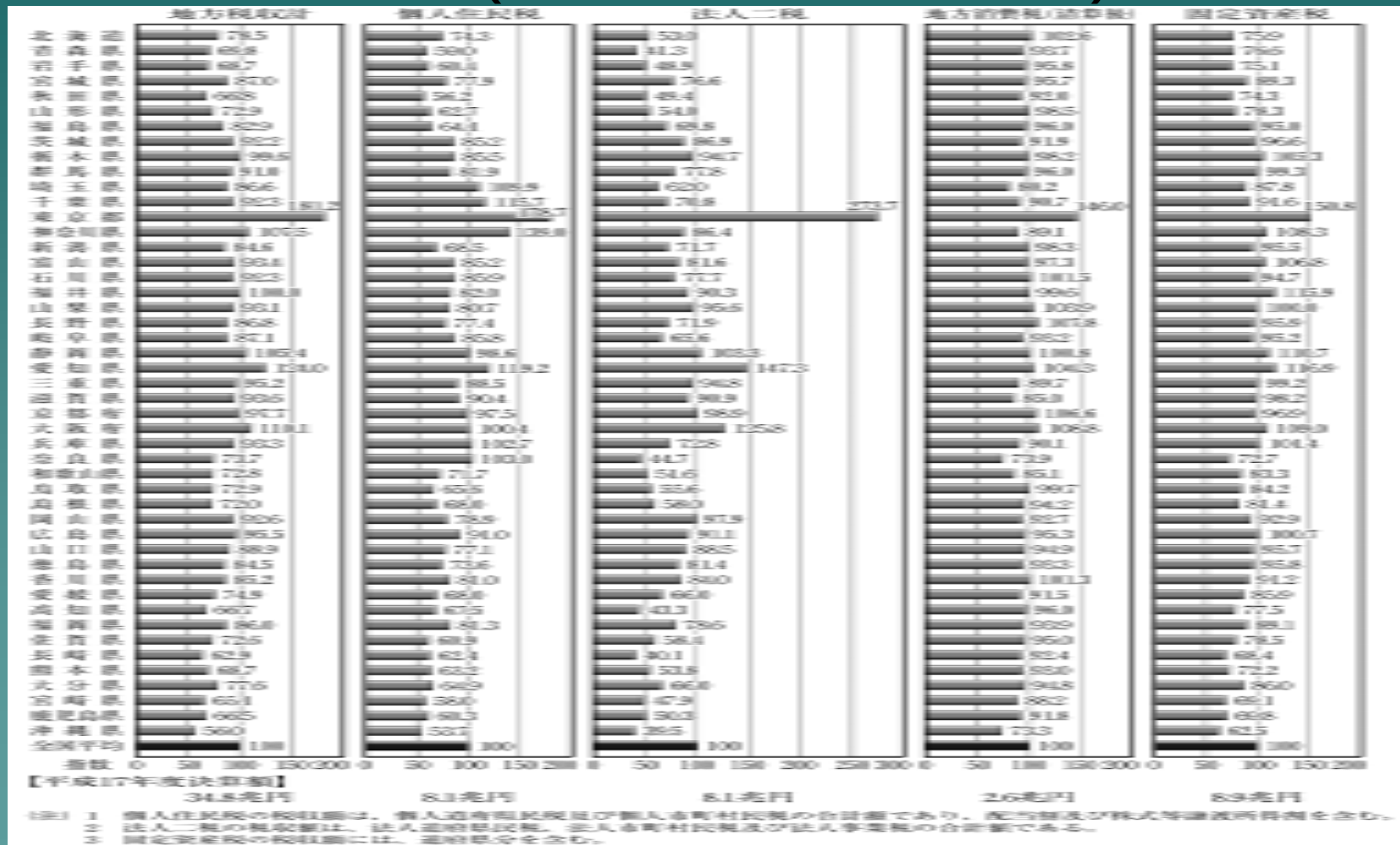
(単一段階の小売り売上税とは異なる)

- ◆前段階控除型消費付加価値税

何が問題なのか

- ◆消費型付加価値税は地方税として相応しいのか？
- ◆消費型付加価値税を地方税として機能させることはできるのか？

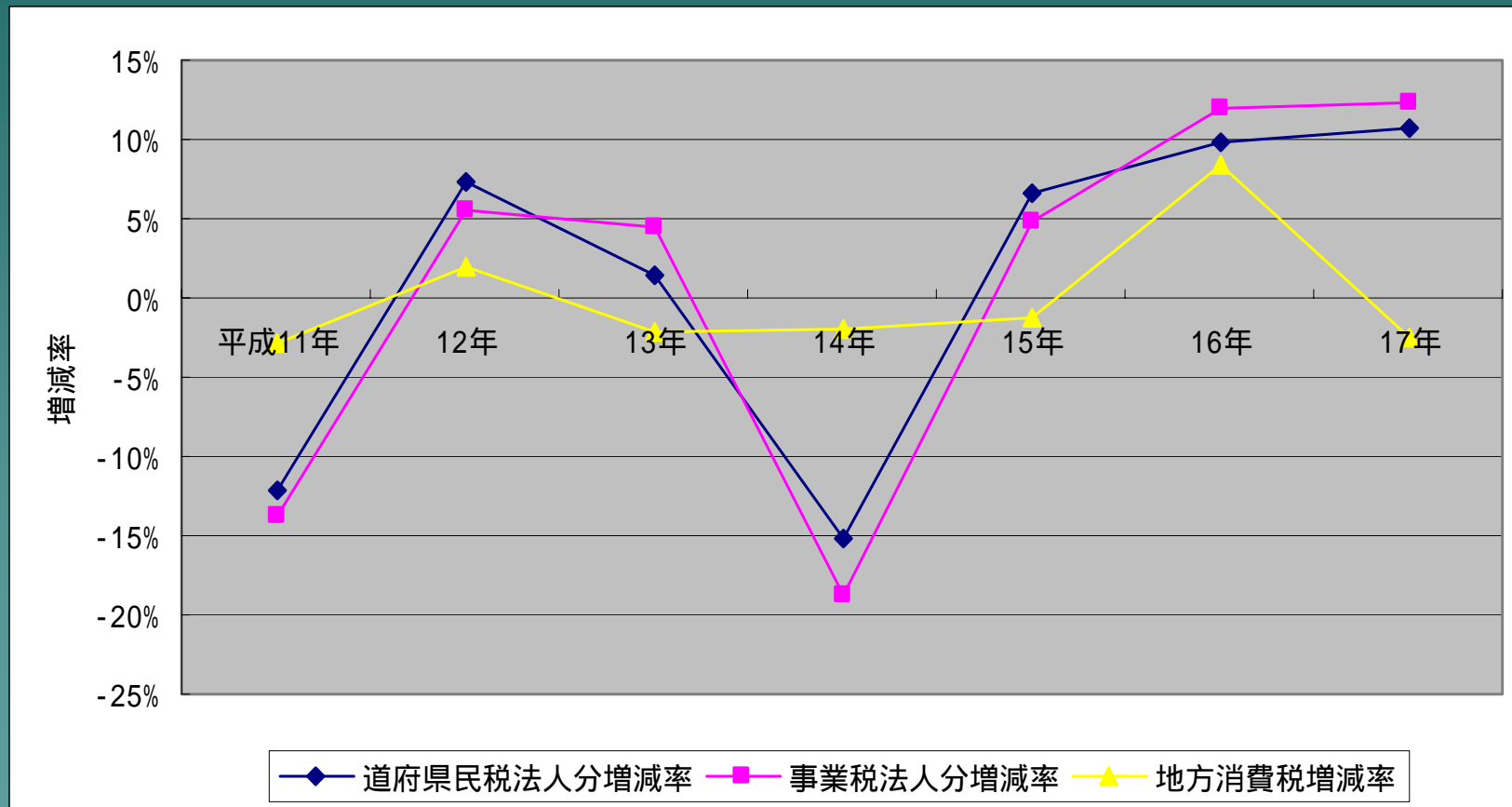
地方税として相応しいのか？ (普遍性の視点)



(出所) 総務省HP資料
2008.4.21

地方税として相応しいのか？ (安定性の視点)

法人関係税と付加価値税の増減率



(出所) 地方財政統計年報より作成

(注) 付加価値税は都道府県間の清算後の額である(市町村配分前の額)

問題1. 地方税として相応しいか？

- ◆ 少なくとも地方税として普遍性・安定性の点から相応しい
- ◆ 経済的視点から近年以下の点が指摘されている
 - 地域投資誘因的である
 - すなわち成長誘因的
 - 価格に対する影響が少ない

問題2 . 地方税として機能するのか？

◆ 地方付加価値税が地方税として機能するのか

2つの原則のどちらを選択するかによって考え方が異なる

- ◆ 原産地原則
- ◆ 仕向地原則

原産地原則

- ◆ 地域で発生した付加価値にそれぞれの地域の地方政府が課税，税収はその納税地に帰属
- ◆ 移出(輸出)課税，移入(輸入)非課税

仕向地原則

- ◆ 各地域の付加価値に対しその地域の地方政府が課税するが、納税された全ての税収は財・サービスの最終消費地に帰属
- ◆ 移出(輸出)非課税, 移入(輸入)課税

地方消費税問題の概要

1. 仕向地原則に従うと納税地と税の帰属地は異なるのが一般的
2. 税の帰属地である最終消費地に納税地から税を移転せねばならない
3. 県境では境界統制ができない

4. 地方付加価値税は原産地原則が推奨されてきた
5. 原産地原則では、移出県が税率を上げると移入県に租税負担を転嫁できるので、移出県が税率を引き上げる誘因

6. 原産地原則では均一税率を制約として課す 税率決定権の制約
7. 仕向地原則では税率決定権を与えても上の問題が生じない

3種類の解決策

1. 国の消費税を課税し、地方への譲与方式
2. 地方税率決定権を制限した上で、原産地原則の地方付加価値税
3. 境界統制を必要としない仕向地原則、税率決定権を確保した上で、仕向地原則による地方付加価値税

原産地原則・仕向地原則

	A県 (10%)				B県 (20%)	
	製造		卸		小売	
売上	100		200		400	
仕入	0		100		200	
付加価値	100		100		200	
	仕入税額	売上税額	仕入税額	売上税額	仕入税額	売上税額
	0	10	10	20	20	80
A県へ納税額	10		10			
B県へ納税額					60	

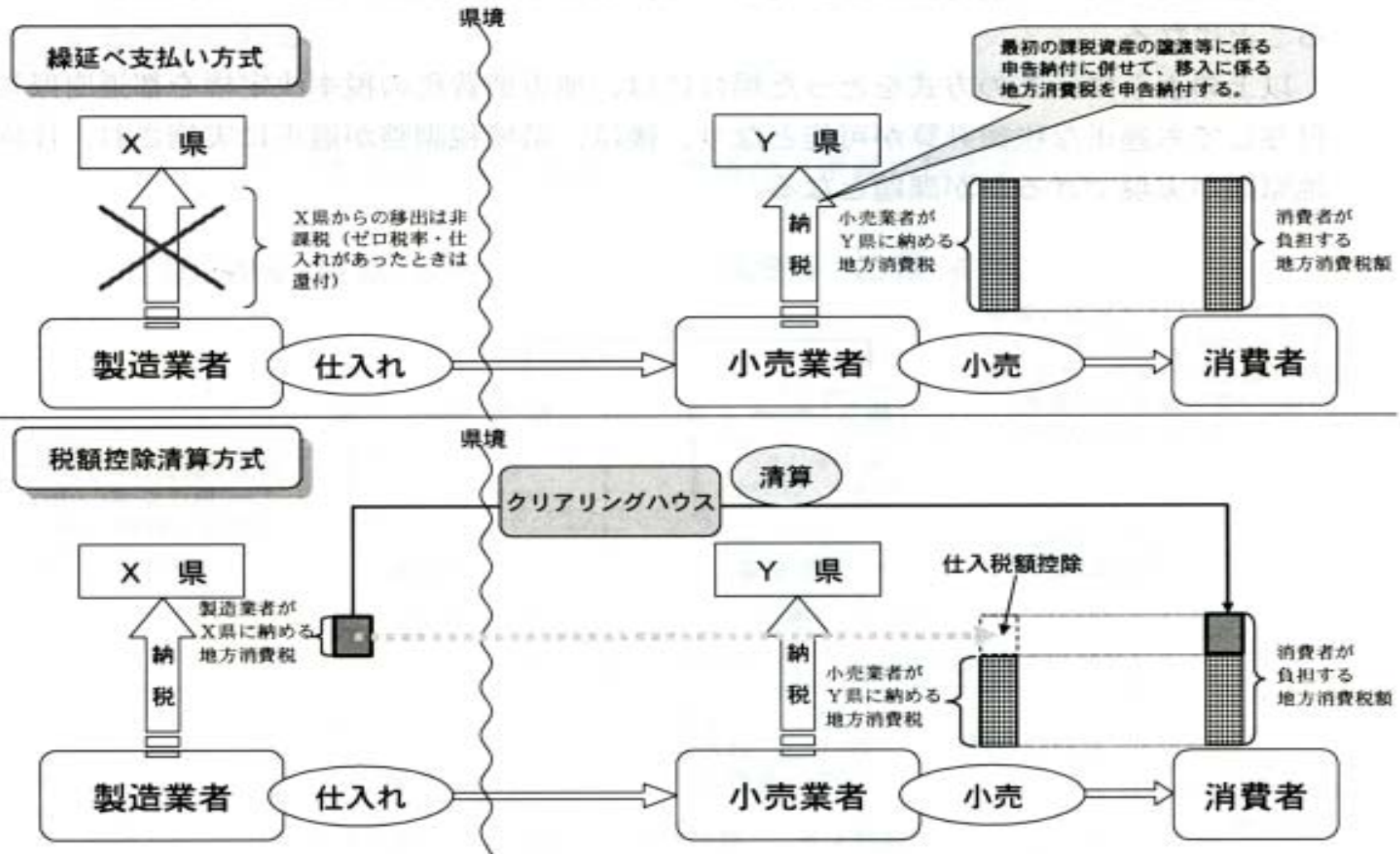
原産地原則と仕向地原則の選択

- ◆ 地方段階で原産地原則が実施されているブラジルICMSで多くの問題が生じている
- ◆ EU, カナダなどで境界統制がない仕向地原則が実施され, 一定の成果が得られている. この結果, 仕向地原則が実際に実施可能であることが示されつつある.

境界統制なき仕向地原則の方策

- ◆ 繰り延べ支払い方式による付加価値税 (EU方式)
- ◆ 税額控除清算方式
 - クリアリングハウスによる清算方式
 - マクロ清算方式 (カナダHST, 日本地方消費税)

県境税調整の2つの方法の差



(出所) 地方自治情報センター『地方消費税勉強会報告書』

2008.4.21

17

繰り延べ支払い方式と税額控除清算方式

◆繰り延べ支払い方式

◆税額控除清算方式

—個々の販売あるいは事業者ごとに
クリアリングハウスを用いて清算

—マクロ清算方式

日本の地方消費税

◆地方消費税は簡便なマクロ清算方式

清算基準の割合	ウェイト
「小売年間販売額（商業統計）」と「サービス業対個人事業収入額（サービス業基本統計）」の合算額	6 / 8 (75%)
「人口（国勢調査）」	1 / 8 (12.5%)
「従業者数（事業所・企業統計）」	1 / 8 (12.5%)

参考文献

- ◆ 持田信樹『地方分権の財政学』東京大学出版会2004.3
- ◆ 地方自治情報センター『地方消費税勉強会報告書』2007.3